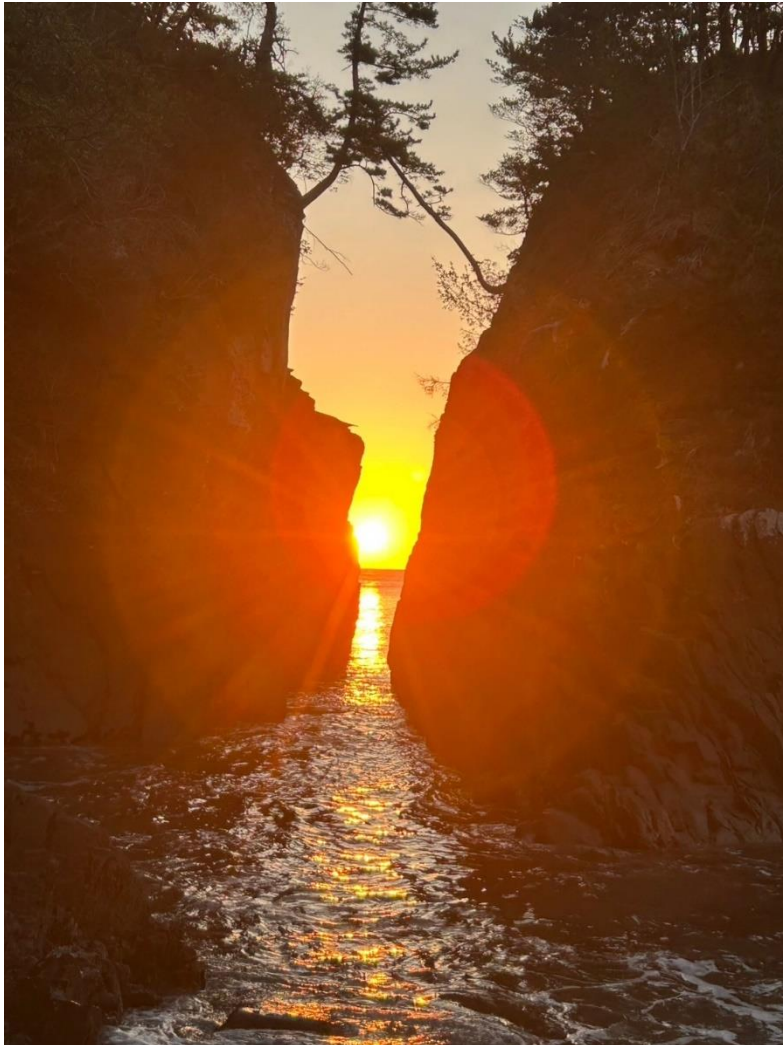


令和7年度

気仙沼・本吉地域振興指針



令和7年4月

宮城県気仙沼地方振興事務所

目 次

I	はじめに	1
II	各部の施策の基本方針及び重点事業	
1	地方振興部	2
2	農業振興部	6
3	農業農村整備部	11
4	水産漁港部	16
5	林業振興部	22

I はじめに

県では、平成19年3月に県政運営の基本指針である「宮城の将来ビジョン」を策定し、県政運営の理念として「富県共創！活力とやすらぎの邦（くに）づくり」を掲げ、県内製造業の集積促進や生涯現役で安心して暮らせる社会の実現、大規模災害による被害を最小限にする県土づくりなど、様々な施策展開を図ってきました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な被害からの復興の道筋を示すため、同年10月に計画期間を10年間とする「宮城県震災復興計画」を策定し、「『復旧』にとどまらない抜本的な『再構築』」などを基本理念とした復旧・復興に取り組むとともに、平成27年10月には、人口減少への対応などを目的とする「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」に基づく「宮城県地方創生総合戦略」を策定し、「雇用」、「移住・定住」、「結婚・妊娠・出産・子育て」、「安全安心な暮らし」の4つを基本目標とした地方創生の取組を推進してきました。

現在、本格的な人口減少局面を迎え、地域経済・社会の持続可能性の確保、大規模化・多様化する自然災害の発生に備えた対応など困難な課題が山積する中、その先にある宮城の明るい未来を描くことが求められています。

このため、今後見込まれる社会の変化を踏まえ、宮城のあるべき姿や目標を県民の皆さんと共有し、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするため、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10か年の「新・宮城の将来ビジョン」を策定し、県の施策や事業を進める上での中長期的目標として位置付けました。

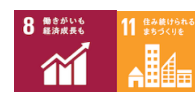
本指針は、「新・宮城の将来ビジョン」が掲げる県政運営の理念である「富県躍進！“PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」の実現を目指すため、気仙沼・本吉地域の現状と課題を踏まえ、令和7年度における当事務所が取り組むべき取組の方向性と重点的施策を示すものです。

Ⅱ 各部の施策の基本方針及び重点事業

1 地方振興部

(1) 基本方針

① 観光振興による地域経済の活性化



「第6期みやぎ観光戦略プラン」に掲げる圏域の施策の方向性及び取組を推進するため、トレイルやマリンスポーツ、化石発掘体験などのアクティビティや、自然・異文化体験を要素とした「アドベンチャーツーリズム」推進など、当圏域ならではの観光コンテンツの更なる磨き上げのほか、岩手県との県際地域も含めた近隣観光地等と連携し、観光客の滞留性や周遊性を向上させるためのプロモーション等の実施、インバウンドの受入環境の整備等、魅力度を高めた施策等を推進する。

② 地域企業等の販路拡大及び人材確保支援



震災やコロナ禍で失われた地域企業の販路拡大支援を行うほか、人口減少率や高校等新卒者が圏域外に流出する割合が高い傾向にある当圏域の現状を踏まえ、圏域内への就業・定着を促進することにより産業人材の確保を推進する。

③ 人口減少・少子化等地域対策強化



若い世代が進学・就職等で圏域外に流出している現状に対し、地元企業の採用活動や人材育成のための取組を支援するほか、特に女性移住者の増加を図る施策を推進する。

④ コミュニティの再生支援



震災後につくられた新たな街や集落におけるコミュニティ構築のほか、既存コミュニティとの融合、更には住民主体の活動が安定的に展開されるよう支援を行う。

(2) 重点事業

① 観光振興による地域経済の活性化（主要事業）

・地域資源を活用したアウトドアアクティビティ観光推進事業

当圏域の代表的なアウトドアアクティビティである「みちのく潮風トレイル」のコースを複数箇所選定し、圏域の観光資源である海や山、川などの自然の他、地域との交流を体験できるトレッキングのバスツアーを開催する。

- ・デジタルスタンプラリー事業

BRTの駅や周辺観光スポットに設置したデジタルスタンプを取得することで、岩手県沿岸南部、宮城県沿岸北部地域の産品を贈呈するとともに、JR大船渡線開業100周年の関連事業等と連携したキャンペーンを実施し、岩手県・宮城県の県際地域の誘客を図る。

- ・県際連携事業

岩手・宮城両県の県境に接する地域における円滑な行政推進や観光振興等に資するため、情報交換や調査研究を実施する。

② 地域企業等人材確保支援

- ・販路開拓支援

首都圏との取引を希望する管内事業者を募り、バイヤーと繋がりのある専門家による相談会を開催し、首都圏事業者との商談をセッティングすることで、管内事業者の販路開拓を支援する。

- ・「企業紹介ガイドブック」作成

管内高校新卒者の地元企業への就職を促進するため、管内企業を紹介するガイドブックを気仙沼JOB BASE（仮称）と合同で作成し、管内の高校生等に配布する。

- ・親子向け企業見学会の開催

管内の若年層が幼少期から地域の産業に対する興味関心を持ち、将来的に管内の産業人材として育つ契機とするとともに、就職先の選択に大きな影響力を持つ保護者への地域企業の認知度向上を図るため、小中学生を対象とした企業見学会を開催する。

③ 人口減少・少子化等地域対策強化（主要事業）

- ・気仙沼・本吉地域企業人材確保・定着支援事業

地元企業の人材確保・定着を図るため、地元企業で構成する団体等が実施する児童生徒や大学生を対象とした職業観を養う取組や、企業の採用活動や人材育成のための取組を支援する。

- ・女性移住者促進事業

移住希望者（女性）に移住先として当地域が選ばれるよう、管内市町や関係団体等と連携し、移住者や地元企業との交流イベントを実施する。

④ コミュニティの再生支援

- ・地域コミュニティ再生支援事業補助金

災害公営住宅等に設立された自治会等の地域住民で組織する団体が行う地域コミュニティ再生活動に対して、その経費の一部を補助する。

主 要 事 業 の 概 要

地方振興部 商工・振興班

事 業 名	観光振興による地域経済の活性化		
事業実施期間	平成23年度～	予 算 額	2,311千円
根 拠 法 令	—		
事 業 目 的	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい状況が続いていたが、5類移行により圏域内の観光客入込数は回復傾向となっている。このため、「第5期みやぎ観光振興プラン」に掲げられた基本理念や当圏域の施策の方向性を踏まえ、従来からの圏域内における課題を捉えた各種施策に取り組み、冷え込んだ観光業の回復を目指してきた。 令和7年4月から「第6期みやぎ観光戦略プラン」がスタートし、当該プランに掲げられた基本理念を踏まえ、数値目標の達成や圏域の施策の方向性及び取組を推進するため、当圏域の観光資源であるアウトドアコンテンツを用いた旅行商品の造成やインバウンドの受入環境の整備のほか、岩手県との県際地域も含めた観光地等と連携し、観光プロモーション及び効果的な情報発信を行うことで、観光客の滞留性及び周遊性、観光消費の向上を図る。		
事 業 概 要	1 地域資源を活用したアウトドアアクティビティ観光推進事業 当圏域の代表的なアウトドアアクティビティである「みちのく潮風トレイル」のコースを複数箇所選定し、圏域の観光資源である海や山、川などの自然の他、地域との交流を体験できるトレッキングのバスツアーを開催する。 ○実施時期 令和7年秋～冬（実施予定） ○参加人数 各回約20人 ○実施形態 バスツアー形式（仙台～気仙沼市・南三陸町） ○その他 参加者負担金あり 2 デジタルスタンプラリー事業 BRTの駅や周辺観光スポットに設置したデジタルスタンプを取得することで、岩手県沿岸南部、宮城県沿岸北部地域の産品を贈呈するとともに、JR大船渡線開業100周年の関連事業等と連携したキャンペーンを実施し、岩手県・宮城県の県際地域の誘客を図る。 ○実施時期 令和7年夏～秋頃（90日間開催予定） ○実施エリア 大船渡線BRT、気仙沼線BRTの駅及び周辺観光地 ○実施形態 デジタルスタンプラリー（ラリーポイント15か所程度） ○その他 達成数等により管内の産品やBRT関連グッズを贈呈 3 県際連携事業 岩手・宮城両県の県境に接する地域における円滑な行政推進や観光振興等に資するため、情報交換や調査研究を実施するもの。		

主 要 事 業 の 概 要

地方振興部 商工・振興班

事 業 名	人口減少・少子化等地域対策強化		
事業実施期間	令和7年度～令和9年度	予 算 額	3,350千円
根 拠 法 令	—		
事 業 目 的	当管内の人口は、昭和55年以降減少が続いており、若い世代が進学・就職等で圏域外に流出していることから、令和4年度から令和6年度にかけて実施した事業を踏まえ、地元企業への就職・定着に繋がる取組を実施するとともに、U・Iターンなどの移住者の誘致により、圏域内の生産年齢人口の増加に資することを目的とするもの。		
事 業 概 要	1 気仙沼・本吉地域企業人材確保・定着支援事業 地元企業で構成する団体等が実施する児童生徒や大学生を対象にした職業観を養う取組や、企業の採用活動や人材育成のための取組を支援（補助）することで、地元企業の人材確保・定着を図る。 ○補助対象 気仙沼・本吉圏域の複数企業で構成する団体・グループ ○補助内容 ・地域の児童生徒を対象とした地域企業の魅力伝達や職業観の醸成に資する取組に要する経費 ・高校生や大学生を対象としたインターンシップや合同説明会に要する経費 ・地域企業の社員を対象とした人材育成に要する経費 など ○補助額等 ・補助率 申請団体の新規企業・継続企業数により決定 ○補助件数 3件程度 2 女性移住者促進事業 気仙沼・南三陸地域移住者促進のための交流イベントの開催 移住希望者に移住先として選んでもらえるよう、移住者や地元企業、子育て団体、空き家の見学等の他、当地域での生活イメージをより具体的にしてもらうための体験メニュー、地元企業の職場見学等を組み込んだ2泊3日の交流イベントを実施する。 ツアーの参加者について、女性限定として募集を行うなど、より参加者の満足度が高まるような内容とする。 ○実施時期 令和7年9月～令和8年2月までの3日間（2泊3日） ○参加人数 約15人 ○実施形態 バスツアー形式（仙台～気仙沼市・南三陸町） ○その他 参加者負担金あり		

2 農業振興部

(1) 基本方針

① 魅力ある気仙沼・南三陸農業の再興

・津波被災地域の営農確立支援

営農を再開した農業者や生産組織に対して、その経営が持続的に発展するよう技術・経営の両面から支援する。また、市町・ＪＡの総合計画等の実現に向けた取組や市町が取り組む「地域計画」の実現に向けた話し合いや取組が円滑に進むよう支援する。

・立地条件を活かした農業生産の進展

立地条件を活かした多様な農業の進展を図るため、地域に適した品目や栽培技術の導入を支援する。また、ＲＴＫ基地局の活用等により、アグリテック等の新たな技術体系の確立と普及、効率化や省力化による生産性の高い農業経営の実践を促進するとともに、国の「みどりの食料システム戦略」や「宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画」等を踏まえ、環境に配慮した持続可能な農業生産の取組や堆肥等の有効活用による肥料コスト低減等を支援する。



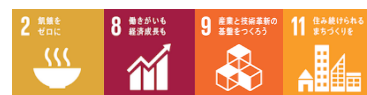
② 次代の農業を担う人材の育成支援

・創意工夫により経営改善を図る経営体の育成

地域の特性を活かした収益性の高い農業を実現するため、経営者の経営管理能力の向上を図るとともに、経営感覚に優れた経営体を育成する。

・新たな担い手の確保・育成と多様な人材の活躍支援

新規就農者の確保・育成を図るため、関係機関と連携し、高校等への情報提供や経営体の就業環境整備等を進める。また、就農後間もない農業者に対しては、技術・経営の両面から支援を行う。さらに、生活研究グループや女性農業者、ＵＩＪターンなど多様な担い手による地域活性化の取組を支援する。



③ 海・山・里の恵みを活かした活力ある地域農業の展開

・豊かな地域資源を活用した交流活動の促進

安全で安心できる「豊かな食」を安定的に供給するため、農畜産物の安全性の確保と安定供給に向けた取組、食と農に関する理解促進、食材の利用拡大に向けた取組を支援する。

・中山間農業を支える多様な担い手による活力ある農村づくり

多様な担い手による活力ある農村づくりを進めるため、海・山・里の魅力を活かしたグリーン・ツーリズムや直売活動などの地産地消の取組を支援する。また、野生鳥獣による農作物被害対策への地域的な取組を支援する。



(2) 重点事業

① 魅力ある気仙沼・南三陸農業の再興（主要事業）

・地域計画の実現に向けた支援

高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた取組を支援する。

・将来に向けた地域の合意形成支援【普及活動】

圃場整備に向けた計画作成支援、担い手への農地集積を図り、効率的な営農を推進するための取組を支援する。

・生食用ぶどうのブランド化による生産拡大【普及活動】

南三陸町における生食用ぶどうのブランド化による生産拡大を図るため、販売力強化等の支援、栽培技術向上及び環境負荷低減の取組、新技術の導入を支援する。

・気仙沼・南三陸地域のクロマツ栽培者の育成と作付面積の拡大【普及活動】

自家生産による苗の確保や作付面積拡大に向けた栽培技術の平準化を図るための取組等を支援する。

② 次代の農業を担う人材の育成支援（主要事業）

・新規就農者育成総合対策

新規就農者の早期経営安定化のため、経営開始資金の活用と関係機関によるサポート体制の整備を行い、就農希望者への相談対応や就農後の支援を行う。

・新たな担い手の確保・育成及び女性活躍に関する支援【普及活動】

中山間・沿岸地域の農業振興を図るため、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成及び女性の活躍に関する取組を支援する。

③ 海・山・里の恵みを活かした活力ある地域農業の展開（主要事業）

・みやぎ都市農村交流アドバイザー派遣事業

都市と農山漁村との交流や農林漁業体験活動等を行う団体等に対して発生する課題の解決を図るため、各分野の専門家を派遣し、地域資源を活用した多様な交流活動を推進する。

・鳥獣被害防止総合対策交付金

ニホンジカ等の野生鳥獣による農作物の被害を防ぐため、市町の鳥獣被害防止対策実施隊による捕獲活動や電気柵等の整備を支援する。

主 要 事 業 の 概 要

農業振興部

事 業 名	魅力ある気仙沼・南三陸農業の再興		
事業実施期間	—	予 算 額	—
根 拠 法 令	—		
事 業 目 的	魅力ある気仙沼・南三陸農業の再興を図るため、営農を再開した農業者や生産組織等に対して、経営が持続的に発展するよう技術・経営の両面から支援するとともに、市町が行う「地域計画」の実現に向けた支援を行う。また、立地条件を活かした多様な農業の進展を図るため、地域に適した品目や栽培技術の導入を支援する。		
事 業 概 要	1 地域計画の実現に向けた支援 高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた取組を支援する。 2 将来に向けた地域の合意形成支援【普及活動】 圃場整備に向けた計画作成支援、担い手への農地集積を図り、効率的な営農を推進するための取組を支援する。 ○活動事項 （１）推進委員会の取組支援 （２）高収益作物の安定栽培支援 3 生食用ぶどうのブランド化による生産拡大【普及活動】 生食用ぶどうの生産に取り組む南三陸町大粒ブドウ協議会の活動を支援し、高品質化やブランド化による生産拡大を図るため、販売力強化等の支援、栽培技術向上及び環境負荷低減の取組、新技術の導入を支援する。 ○活動事項 （１）販売力強化・PR 支援 （２）技術力向上及び環境負荷低減、省力化技術の導入支援 4 気仙沼・南三陸地域のクロマツ栽培者の育成と作付面積の拡大【普及活動】 自家生産による苗の確保や作付面積拡大に向けた栽培技術の平準化を図るための取組等を支援する。 ○活動事項 （１）苗の生産・確保に向けた支援 （２）栽培技術の平準化 （３）育苗方式の検討		

主 要 事 業 の 概 要

農業振興部

事 業 名	次代の農業を担う人材の育成支援		
事業実施期間	—	予 算 額	—
根 拠 法 令	—		
事 業 目 的	次代の農業を担う人材を確保・育成するため、関係機関と連携し、高校等への情報提供や就農希望者に対する相談体制を整備するとともに、新規就農者に対して経営の早期安定に向けた支援を行う。また、地域の特性を活かした収益性の高い農業を実現するため、経営感覚に優れた経営体を育成する。		
事 業 概 要	1 新規就農者育成総合対策 新規就農者の早期経営安定化のため、経営開始資金の活用と関係機関によるサポート体制の整備を行い、就農希望者への相談対応や、就農後の支援を実施する。 2 新たな担い手の確保・育成及び女性活躍に関する支援【普及活動】 中山間・沿岸地域の農業振興を図るため、新たに農業経営に取り組もうとする青年等の確保・育成及び女性の活躍に関する取組を支援する。 ○活動事項 【新たな担い手の確保・育成】 (1) 就農相談・就農計画作成支援 (2) 各種支援事業の活用支援 (3) 就農者に対する栽培技術、経営管理能力向上支援 (4) 管内高校等との連携による就農意欲の醸成 【女性農業者の活躍支援】 (1) 加工技術、経営管理能力向上支援 (2) 女性ネットワークづくりの支援 (3) 男女共同参画、女性活躍等に関する支援 (4) 食育、体験交流活動への支援		

主 要 事 業 の 概 要

農業振興部

事 業 名	海・山・里の恵みを活かした活力ある地域農業の展開		
事業実施期間	—	予 算 額	—
根 拠 法 令	—		
事 業 目 的	多様な担い手による活力ある農村づくりを進めるため、海・山・里の魅力を活かしたグリーン・ツーリズムや、直売活動などの地産地消の取組を支援する。また、野生鳥獣による農作物被害対策への地域的な取組を支援する。		
事 業 概 要	1 みやぎ都市農村交流アドバイザー派遣事業 都市と農山漁村との交流や農林漁業体験活動等を行う団体等に対して発生する課題の解決を図るため、各分野の専門家を派遣し、地域資源を活用した多様な交流活動を推進する。 2 鳥獣被害防止総合対策交付金 ニホンジカ等の野生鳥獣による農作物の被害を防ぐため、市町の鳥獣被害防止対策実施隊による捕獲活動や電気柵等の整備を以下の事業により支援する。 （１）鳥獣被害防止総合支援事業 市町が作成する「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や施設整備に係る経費の補助 （２）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 農作物被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費の補助		

3 農業農村整備部

(1) 基本方針

① 日本型直接支払制度の推進



農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に対しての支援と併せ農業生産条件の不利な中山間地域等において、平地地域との生産条件のコスト差を軽減するための活動に対して支援を行うことで、担い手育成等構造改革を後押しする。

② 気仙沼管内の農業農村振興



津波被害を受けていない内陸部の中山間地を中心に高齢化や人口の流出が進んでおり、未利用農地の増加や農業用施設の老朽化が著しいことから、課題に対応した補助事業を実施することにより管内の農業振興を後押しする。

(2) 重点事業

① 日本型直接支払制度の推進

・多面的機能支払交付金

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料その他の農産物の供給機能以外の多面に渡る機能を今後とも適切に発揮される活動に対して交付金を交付する。

・中山間地域等直接支払交付金

農業生産条件の不利な中山間地域等において、農業生産の維持に必要な平地地域とのコスト差を軽減するため、面積規模、傾斜度等に応じて交付金を交付する。

② 気仙沼管内の農業農村振興

・農業競争力強化農地整備事業

農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、農地の区画拡大、集約化など、必要な生産基盤及び営農環境の整備と併せ経営体の育成を行う。

・農村地域防災減災事業

農用地や農業用施設に対する自然災害による被害を未然に防止するため、防災重点農業用ため池の耐震化や流域治水の取組及び農業用施設の機能維持・回復により、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るとともに、国土の保全、地域住民の暮らしの安全・安心の確保を図る。

主 要 事 業 の 概 要

農業農村整備部 農村振興班

事 業 名	多面的機能支払交付金		
事業実施期間	平成26年度～	予 算 額	17,726千円
根 拠 法 令	多面的機能支払交付金交付要綱 多面的機能支払交付金実施要綱・要領		
事 業 目 的	近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されるところである。このような状況を鑑み、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されとともに、担い手農家への農地集積等構造改革を後押ししていく必要がある。 このため、地域共同による農業・農村の多面的機能を支える共同活動や農地・農業用水等の地域資源の質的向上を図る共同活動の取組を支援する。		
事 業 概 要	1 農地維持支払交付金 [事業主体：活動組織等] 地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行う組織へ交付する。 2 資源向上支払交付金 [事業主体：活動組織等] 地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う組織へ交付する。 ※施設の長寿命化を図る活動に係る費用は、原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 3 多面的機能支払推進交付金 [事業主体：推進組織、県、市町村] 上記1及び2の適正かつ円滑な実施を図るため、推進組織、県及び市町村へ交付する。		

主 要 事 業 の 概 要

農業農村整備部 農村振興班

事 業 名	中山間地域等直接支払交付金		
事業実施期間	令和7年度～令和11年度 (第6期対策)	予 算 額	44,739千円
根 拠 法 令	中山間地域等直接支払交付金交付要綱 中山間地域等直接支払交付金実施要領及び要領の運用		
事 業 目 的	高齢化の進展、平地に比べ自然的・経済的・社会条件が不利な状況から担い手の減少、荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、農業生産活動等を行う農業者に対して交付金を交付する。中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する。		
事 業 概 要	1 対象地域 (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の法指定地域 (2) 知事特認地域 ①法指定地域に接する農用地を有する地域 ②農林統計上の中山間地域 ③農林地率・人口減少率等が法指定地域と同等の地域 2 対象農用地 農振農用地区域内であり、1ha以上の団地又は協働取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の農用地で、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの。 (1) 急傾斜農地(田:1/20以上、畑:15度以上、草地・採草放牧地:15度以上) (2) 自然条件により小区画・不整形な水田(大多数が30a未満で平均20a以下) (3) 市町村長の判断により対象となる農地で、次の①②いずれかに該当するもの。 ①急傾斜農地と連担した緩傾斜農地(田:1/100～1/20、畑・草地・採草放牧地:8～15度) ②高齢化率・耕作放棄率の高い農地 高齢化率:40%(農業従事者に対する65歳以上の農業従事者割合) 耕作放棄率:田8%以上、畑15%以上(経営耕地面積と耕作放棄面積の合計面積に対する耕作放棄地面積の割合) 3 対象行為 「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年間以上継続して農業生産活動や多面的機能増進活動等を行うこと。 4 対 象 者 協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を対象とする。		

主 要 事 業 の 概 要

農業農村整備部 農村整備班

事 業 名	農地整備事業（経営体育成型）		
事業実施期間	令和5年度～令和7年度(受託調査) 令和8年度～(実施予定)	予 算 額	3, 000千円
根 拠 法 令	土地改良法		
事 業 目 的	食糧自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。このため、表山田・三段田地区（気仙沼市）において、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化を推進する。		
事 業 概 要	1 下記の（１）の③又は⑤に掲げるものを実施するもの。 2 下記の（１）に掲げるもののうち２以上を総合的に実施するもの。 3 上記１または２の事業と下記の（２）から（５）までに掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとの併せて一体的に実施するもの。 （１）農業生産基盤整備事業 ①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③区画整理事業 ④農用地造成 ⑤暗渠排水事業 ⑥客土事業 ⑦除礫 （２）農業生産基盤整備附帯事業 （３）営農環境整備事業 （４）農業経営高度化支援事業 ①高度土地利用調整事業 ア 指導事業 土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及指導活動 イ 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 ②中心経営体農地集積促進事業 中心経営体への農地集積・集約化に向けた促進支援 ③耕地利用高度化促進事業 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 ④水田貯留機能向上支援事業 ア 指導事業 水田貯留機能向上の取組を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動 イ 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 ⑤水田貯留機能向上推進事業 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備 （５）特認事業		

主 要 事 業 の 概 要

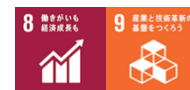
農業農村整備部 農村振興班

事 業 名	農村地域防災減災事業		
事業実施期間	令和3年度～令和7年度(計画策定) 令和6年度～(実施)	予 算 額	—
根 拠 法 令	農村地域防災減災事業実施要綱・要領		
事 業 目 的	近年、集中豪雨や地震等の災害により農業水利施設が被災し、農用地だけでなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が頻発しており、効果的な防災・減災対策を講じるためには、農業生産の維持や農業経営の安定だけでなく、地域住民の暮らしを確保する観点から、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の整備、利用及び保全を総合的に実施することが重要である。本事業により、総合的な防災・減災対策を実施することにより農業生産の維持、農業経営の安定 及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進するための対策に必要な諸条件について団体営事業に対する調査及び計画の策定並びに施行支援を行う。		
事 業 概 要	1 調査計画事業 (1) 農村地域防災減災総合計画策定等 ①農村地域防災減災総合計画策定 ②安全度評価 ③防災情報管理システム整備計画策定 ④地域危機管理整備計画策定 ⑤地域排水機能強化計画策定 (2) ため池緊急防災対策情報整備 2 実施計画策定 整備事業又は体制整備事業の実施が予定されている地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する。 3 防災重点農業用ため池緊急整備事業（一般整備型） 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生する恐れがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備若しくは管理施設の整備又は水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えている防災重点農業用ため池の水質を改善するために必要な工事。		

4 水産漁港部

(1) 基本方針

① 沿岸漁船漁業における不漁対策について



近年、宮城県沖では黒潮親流の北偏による海水温の上昇が顕著であり、サンマ、イカナゴ、秋サケ等の主要な冷水性魚種が極端な不漁となっている。このことから、海洋環境の変化に対応した新たな操業体制等への転換の取組を推進する。

② 水産加工業の経営対策について



水産加工業は水揚量の減少による加工原料の不足や価格高騰、消費の低迷や人材不足など多くの課題がある。これらに対応するため、水産加工業者が抱える課題や支援ニーズを各施策へ繋げるとともに、水産物のPRや販路の確保、消費拡大に向けた取組を推進する。

③ 沿岸養殖業の不安定化対策について



管内の養殖業（ワカメ、コンブ、カキ、ホタテガイ、ギンザケ、ホヤ）では、近年の高水温の影響と思われるへい死などにより、沿岸養殖業の経営が不安定化している。このことから、安全かつ健全な種苗の確保や新たな養殖種の探索を行う。

④ 磯焼け対策について



気仙沼管内では、沿岸の藻場が消失する「磯焼け」が進行し、主要な磯根資源であるアワビの漁獲量減少に繋がっている。海水温上昇など変化している漁場環境に対応するための取り組みを推進する。

⑤ 気仙沼漁港大水深岸壁の整備



気仙沼漁港における、漁業の競争力向上に向け、漁船の大型化に対応することを目的に、-7.5m岸壁及び航路・泊地の増深等を整備し、漁港機能の強化を図る。

⑥ 海岸保全施設（防潮堤）の早期完成



東日本大震災の復旧・復興事業について、未だ未了な気仙沼漁港、日門漁港の一日も早い完成を目指す。

⑦ 杭式防波堤（梶ヶ浦・大森・戸倉）の早期完成



鋼管杭式（鋼管矢板含む）で耐力が不足し、倒壊の危険性がある3漁港の防波堤を更新する事業の一日も早い完成を目指す。

(2) 重点事業

① 沿岸漁船漁業における不漁対策について（主要事業）

・宮城県漁船漁業復興完遂サポート事業

海洋環境の変化により減少した冷水性魚種から、近年増加している暖水性魚種を対象とした漁業に転換するための技術習得、必要な漁具や設備の導入を支援する。また、転換に伴う操業上の問題が発生した場合には、関係者と調整する。

② 水産加工業の経営対策について

・水産加工業経営課題解決サポート事業

水産加工業者への企業訪問により、各企業の課題や支援ニーズを聞き取り、各種支援策や専門家派遣等の紹介などを行う。

・みやぎ水産の日のPR活動

大規模量販店や地元自治体と共催した水産加工品の販売促進会、水産物・水産加工品の直売会や回転販売を実施するほか、気仙沼市のかつお溜め釣り伝来350周年記念事業との連携を図る。

③ 沿岸養殖業の不安定化対策について（主要事業）

・養殖生産高度化支援事業

環境変動への対応や経営の安定を図るため、試験的な取組を行う団体等に必要な設備、養殖資機材、漁具等の取得を支援する。

④ 磯焼け対策について

・持続可能なみやぎの漁場環境づくり推進事業

磯焼けにより衰退した藻場の回復に向けた対策を講じることによって、沿岸漁業を将来にわたって持続できるよう漁場環境の維持を図る。

⑤ 気仙沼漁港大水深岸壁の整備（主要事業）

・水産流通基盤整備事業

特定第3種漁港である気仙沼漁港において、水産物の物流拠点としての流通機能強化に資する岸壁等整備を行う。

⑥ 海岸保全施設（防潮堤）の整備

・農山漁村地域整備交付金事業

気仙沼漁港、日門漁港において、防潮堤施設の整備を行う。

⑦ 杭式防波堤（梶ヶ浦・大森・戸倉）における機能保全工事の実施について

・水産物供給基盤機能保全事業

鋼管矢板及び鋼管杭の腐食等による残存耐力が不足している気仙沼漁港梶ヶ浦防波堤、志津川漁港大森防波堤、波伝谷漁港戸倉防波堤 B の 3 施設の更新等の整備を行う。

主 要 事 業 の 概 要

水産漁港部 漁業調整班

事 業 名	沿岸漁船漁業の不漁対策について		
事業実施期間	令和５年度～	予 算 額	２１０，０００千円（県全体）
根 拠 法 令	－		
事 業 目 的	県内の沿岸漁船漁業は、近年の海洋環境の変化により、サンマ、秋サケ、イサダ、イカナゴ等の主要な冷水性魚種の歴史的な不漁が続いており、厳しい経営状況となっている。一方で、マイワシ、タチウオ、アカムツ等の暖水性魚種が増加しており、今後も持続的な漁業経営を維持していくためには、新たに増加した資源の活用に対応した操業方法への転換が必要となっている。 このことから、新たな操業方法への転換に必要な漁具等の整備、漁撈技術の習得について支援を行う。		
事 業 概 要	【宮城県漁船漁業復興完遂サポート事業】 ○事業実施主体 ・ 漁業協同組合、漁業生産組合等 ○事業内容 ① 漁撈技術等習得支援事業 ・ 新たな操業体制への転換に必要な漁撈技術、漁獲物の扱い、販売対策等の技術や知識の習得支援。 ② 操業体制転換支援事業 ・ 新たな操業体制への転換に必要な設備や漁具等の整備支援。		

主 要 事 業 の 概 要

水産漁港部 水産振興班

事 業 名	沿岸養殖業の不安定化対策について		
事業実施期間	令和6年度～	予 算 額	180,000千円（県全体）
根 拠 法 令	—		
事 業 目 的	管内の養殖業（ワカメ、コンブ、カキ、ホタテガイ、ギンザケ、ホヤ）では、近年の気候変動等による海水温上昇に伴うへい死などにより、沿岸養殖業の経営に影響が出ている。 今後、新たな養殖種の探索や、安全かつ健全な種苗の確保のほか、既存養殖業者が環境変動に対応するための支援を行う。		
事 業 概 要	【環境変動対応のための養殖業緊急対策事業】 ○補助率：2/3 以内（一件あたりの補助上限 20,000 千円） ○事業実施主体 漁業協同組合（支所）、漁業生産組合、養殖部会（支所）、漁協青年部、 内水面漁業協同組合、内水面養殖業を営む法人、個人、その他知事が特に認める団体。 ○事業内容 ①養殖技術等習得支援事業（ソフト事業） ・海洋環境の変化に対応した養殖種や手法の導入の可能性を検討するにあたり、先進地視察等による技術や知識の習得支援を行う。 ②養殖生産高度化支援事業（ハード事業） ・先進地視察等により習得した技術や新規養殖種の実践、漁船漁業との複合経営化、海洋観測体制の整備など、環境変動への対応や経営の安定を図るため、試験的な取組を行う団体等に必要な設備、養殖資機材、漁具等の取得支援を行う。		

主 要 事 業 の 概 要

水産漁港部 漁港漁場第1班

事 業 名	気仙沼漁港大水深岸壁の整備		
事業実施期間	令和5年度～令和9年度 (令和12年度)	予 算 額	700,000千円(単年度)
根 拠 法 令	—		
事 業 目 的	気仙沼漁港を利用するサバ類やイワシ・カツオを水揚げする大中まき網船は、近年、大型化し現在の当港の岸壁水深では、大型漁船が入港(係船)出来ない状況となっており、大型漁船が安定して水揚げ可能となる大水深の岸壁整備と航路・泊地の増深が必要となっている。 また、東北地方太平洋沖地震(M9.0)では、巨大な津波により、岸壁等も被害を受け、水産業の再開に大きな支障をきたしたことから、水産物の流通拠点として、災害に強い水産基盤の強化が必要となっている。 このことから、漁船の大型化に対応した大水深の岸壁整備及び航路・泊地の増深、災害直後の緊急物資や避難者の海上輸送や、災害時の水揚げ等早期再開を図るため、耐震岸壁として整備するもの。		
事 業 概 要	1 水産流通基盤整備事業 ○事業内容 -7.5m岸壁(新設・耐震) L=150.0m -7.5m岸壁(新設) L=150.0m 取付護岸(新設) L=34.0m 航路・泊地(増深) A=4,700m² 漁港施設用地(造成) A=7,600m² ○全体事業費 42億円 ○令和7年度実施内容 -7.5m岸壁(耐震)の地盤改良工事を実施		

5 林業振興部

(1) 基本方針



① 資源の循環利用を通じた森林整備と健全な森林づくりの推進

管内の森林は、収穫可能な8齢級以上（林齢 36 年生以上）の林分が 約90%に達し、森林資源の蓄積が進んでいることから、資源の有効活用に向け、路網整備と一体となった森林整備を計画的に推進する。また、国立公園・県立自然公園には観光資源として重要な松林が多く存在することから、松くい虫被害の拡大防止を図るため、適切な防除を実施・推進する。

さらに、近年、社会問題となっているスギ花粉症の発生源対策については、宮城県スギ花粉発生源対策推進プランの達成に向けて、少花粉スギへの植え替えに関する補助事業の推進や、苗木生産者への支援を実施する。

② 持続可能な林業経営の推進



長期的な木材価格の低迷等で経営意欲が低下した森林所有者に代わり、市町が主体となって経営管理に取り組む「森林経営管理制度」を通じて、森林の集約・整備に向け効果的な仕組みを構築し、森林資源の循環に向けた適切な管理と林業の成長産業化の両立につなげる。

③ 海岸防災林の再生



津波による流出被害から復旧した海岸防災林については、下刈などの保育管理に取り組み、保安林の適切な管理及び森林の持つ諸機能の維持・増進を図る。

④ 地域資源をフル活用した特用林産物の復興と発展



東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という）（放射能）の影響による特用林産物の出荷制限が一部で解除されている。特に、出荷が再開されたマツタケの安全・安心な流通に向けた放射性物質検査の取組支援を強化し、さらに出荷制限の全面解除に向けて支援する。また、放置竹林の適切な管理・整備を推進する必要があることから、「特選上つつじメンマ」を始めとした特産品のPR支援及び竹林整備の拡大に向けた積極的な支援に取り組む。

(3) 重点事業

① 資源の循環利用を通じた森林整備と健全な森林づくりの推進（主要事業）

・森林育成事業

森林の有する公益的機能の高度発揮や、安定的な林業経営の基盤となる森林資源の整備及び路網整備に対して、その経費の一部を補助する。

・温暖化防止森林づくり推進事業（温暖化防止間伐推進事業）

森林の持つ二酸化炭素吸収機能の十分な発揮及び適切な森林管理による水源涵養等の公益的な機能向上を目的とした間伐等森林整備に対して、その経費の一部を補助する。

・温暖化防止森林づくり推進事業（チャレンジ！みやぎ 500 万本造林事業）

森林を若返らせることによる二酸化炭素吸収機能の向上及び地球温暖化防止への貢献を目的として実施する造林未済地等への植栽や、スマート林業の推進など低コスト再造林の実践提案型メニューに対して、その経費の一部を補助する。

・森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業

森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることを目的とした、間伐等森林整備及び路網整備に対して、その経費の一部を補助する。

・森林病虫害等防除事業

森林病虫害等防除法に基づき景勝地などの重要松林を松くい虫被害から守るため、予防及び駆除等の総合的な対策により被害の拡大防止を図るほか、市町の取組に対して、その経費の一部を補助する。

② 持続可能な林業経営の推進（主要事業）

・森林経営管理制度取組支援

市町が取り組む森林経営管理制度による森林の集約化や、森林環境譲与税を財源とした間伐等森林整備施策の推進に対し、助言及び技術的な支援を実施する。

・森林経営管理市町村支援事業

森林の経営管理を効率的かつ安定的に行うことができる「意欲と能力のある林業経営者」を育成・確保するため、林業経営者が設定する目標達成のための「経営強化・就業環境の向上に向けた取組」について、フォローアップを実施する。

・担い手確保・育成支援

担い手の確保・育成のため、みやぎ森林・林業未来創造カレッジが実施する取組や、経験年数に応じた体系的な人材育成プログラムへの事業体及び林業就労希望者の参加支援を行い、林業就業者の定着とキャリアアップを支援する。

③ 海岸防災林の再生（主要事業）

- ・植栽が完了した海岸防災林の治山事業による計画的な保育管理の推進を実施する。

④ 地域資源をフル活用した特用林産物の復興と発展

- ・特用林産物等の放射性物質検査

原発事故により放出された放射性物質で一部の特用林産物が汚染されていることから、食の安全・安心の確保のため、解除後の出荷前検査及び制限の全面解除に向けた検査の取組を支援する。

- ・特用林産施設等体制整備事業

原発事故による放射性物質汚染の影響を受けた生産施設の体制整備等に要する経費について、経費の一部を補助する。

主 要 事 業 の 概 要

林業振興部 林業振興班

事 業 名	資源の循環利用を通じた森林整備と健全な森林づくりの推進		
事業実施期間	—	予 算 額	288,527千円
根 拠 法 令	特定間伐等の実施に関する基本方針、新みやぎ森林・林業の将来ビジョン 森林病虫害等防除法		
事 業 目 的	管内の民有林面積 30,020ha のうち、人工林は 18,807ha を占め、人工林率は 63% と（県全体 53%）を上回るなか、収穫可能な 8 齢級以上（36 年生以上）の林分が 9 割以上に達し、森林資源の蓄積が進んでいる。このため、森林資源の有効活用に向け、路網整備と一体となった利用間伐等を推進するほか、健全な森林の育成と更新による持続可能な森林経営を支援するため、コンテナ苗の活用や一貫施業の導入による低コスト造林の普及推進を図り、森林の有する多面的な機能の発揮を目的として、計画的な森林整備を実施するもの。 また、管内には、公益的機能を有する松林や国立公園・県立自然公園の観光資源としての重要な松林が多く存在しており、これらの松林を松くい虫被害から守るため、被害木等の伐倒駆除及び地上散布等の防除事業を実施し、被害拡大の抑制につなげるもの。		
事 業 概 要	1 森林育成事業 森林の有する公益的機能の高度発揮や、安定的な林業経営の基盤となる森林資源の整備及び路網整備に対して、その経費の一部を補助するもの。 2 温暖化防止森林づくり推進事業（温暖化防止間伐推進事業） 森林の持つ二酸化炭素吸収機能の十分な発揮及び、適切な森林管理による水源涵養等の公益的な機能向上を目的とした間伐等森林整備及び路網整備に対して、その経費の一部を補助するもの。 3 温暖化防止森林づくり推進事業（チャレンジ！みやぎ 500 万本造林事業） 森林を若返らせることによる二酸化炭素吸収機能の向上、及び地球温暖化防止への貢献を目的として実施する造林未済地等への植栽や、スマート林業の推進など低コスト再造林の実践提案型メニューに対して、その経費の一部を補助するもの。 4 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業 森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることを目的とした、間伐等森林整備及び路網整備に対して、その経費の一部を補助するもの。 5 森林病虫害等防除事業 森林病虫害等防除法に基づき重要松林を松くい虫被害から守るため、予防及び駆除等の総合的な対策により被害の拡大防止を図るほか、市町の取組に対して、その経費の一部を補助するもの。		

主 要 事 業 の 概 要

林業振興部 林業振興班

事 業 名	持続可能な林業経営の推進		
事業実施期間	令和元年度～	予 算 額	111,682千円（試算額）
根 拠 法 令	森林経営管理法（財源：森林環境税及び森林環境譲与税）		
事 業 目 的	長期的な木材価格の低迷等で経営意欲が低下した森林所有者に代わり、市町が主体となって経営管理に取り組む「森林経営管理制度」を通じて、森林の集約・整備に向けた効果的な仕組みを構築し、森林資源の循環に向けた適切な管理と林業の成長産業化の両立につなげるもの。		
事 業 概 要	1 森林経営管理制度取組支援 市町が取り組む森林経営管理制度による意向調査や集積計画作成による森林の集約化を支援するほか、森林環境譲与税を財源とした間伐等森林整備施策の推進に対し、助言及び技術的な支援を実施するもの。 2 森林経営管理市町村支援事業 森林の経営管理を効率的かつ安定的に行うことができる「意欲と能力のある林業経営者」を育成・確保するため、林業経営者が設定する目標達成のための「経営強化・就業環境の向上に向けた取組」について、フォローアップを実施する。 3 担い手確保・育成支援 担い手の確保・育成のため、みやぎ森林・林業未来創造力レッジが実施する各種取組や、経験年数に応じた体系的な人材育成プログラムへの、事業体及び林業就労希望者の参加支援を行い、林業就業者の定着とキャリアアップを支援する。 森林環境譲与税配分見通額（試算額） 気仙沼市 70,364千円 南三陸町 41,318千円 計 111,682千円		

主 要 事 業 の 概 要

林業振興部 森林整備班

事 業 名	海岸防災林の再生		
事業実施期間	平成24年度～	予 算 額	36,000千円
根 拠 法 令	森林法第10条の15第4項第4号 森林法第25条から第40条		
事 業 目 的	津波による流出被害からの復旧で植栽を完了した海岸防災林において、植栽したクロマツ等が健全に成長し、保安林の効果が確実に発揮されるよう保育管理に取り組む。		
事 業 概 要	1 治山事業 震災で被災した海岸防潮堤・海岸防災林の復旧は令和3年4月までに完了した。令和3年度からは海岸防災林の持つ防潮・飛砂防備等の機能が適切に発揮されるよう、下刈りや本数調整伐などの保育作業を行い適切な管理・保全を行っている。 箇所数 12箇所 面 積 34.98 ha		

